平成２４年（フ）第１４４号
静岡県磐田市森下588番地　柴田方
債務者　小林　明華
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第６４号
釧路市千歳町11番29号　小野寺マンション１階左下
債務者　吉田　敦子
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月27日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１２８号
岡山市北区船頭町47番地４
債務者　髙原　晴子
1　決定年月日時　平成24年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６９号
岡山市南区福富西１丁目９番34―１号
債務者　石原　正実
1　決定年月日時　平成24年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４８５５号
東京都葛飾区堀切６丁目27―１―302
債務者　横山　俊昭
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９９７号
東京都墨田区東向島１丁目30―10　建部荘１階
債務者　松井　　誠
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９９８号
東京都足立区一ツ家３丁目25―20―208
債務者　隼人　未歩
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９９９号
東京都足立区西新井６丁目11―17―101
債務者　久保田純永
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２６５号
横浜市都筑区仲町台１丁目14番20―203号
債務者　川田沙奈江
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４２号
栃木県栃木市大平町西野田224―５、住民票上の住所栃木県栃木市大平町西野田2003番地８　ハイツプロムナードＢ棟102
債務者　小川　留美
1　決定年月日時　平成24年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月29日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第７２８号
横浜市旭区今宿１丁目30番26号　高石荘101
債務者　横井　広之
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７４号
静岡県島田市三ツ合町1168番地の21、住民票上の住所静岡県島田市稲荷２丁目15番15号アーバンスクウェア201号室
債務者　白野　好一
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９０号
静岡市駿河区下川原１丁目８番16―２Ｄ号、旧住所静岡市駿河区中田２丁目３番26―401号
債務者　成本　美惠
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２６号
静岡市駿河区中田本町11番17―305号
債務者　高野　芳光
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８０号
北海道帯広市西15条南10丁目１番地16　本庄貴志方
債務者　菊池　順治
1　決定年月日時　平成24年４月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係